

平成 26 年 7 月 3 日
一般社団法人 投資信託協会

「交付目論見書の作成に関する規則」及び「投資信託及び
投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の
一部改正について

I 改正の目的

平成 24 年 12 月 12 日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告において、投資信託に関して、運用報告書の二段階化等が提言され、平成 25 年 6 月 12 日成立した「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正に盛り込まれたことを受け、金融庁が平成 26 年 4 月 25 日から 5 月 26 日までに意見募集を実施している「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正案」及び「投資信託財産の計算に関する規則案」について、これらの改正を円滑に実施し、開示情報の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、本会規則「交付目論見書の作成に関する規則」及び「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正を行うものとする。

II 主な改正の内容

1 交付目論見書の作成に関する規則

(1) 投資リスクにおいて、参考情報として、当該ファンドと 6 種類程度の代表的な資産クラスとの騰落率の比較図を記載する規定を定める。

(第 3 条第 1 項第 2 号④)

(2) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を棒グラフ等で記載する規定を定める。

(第 3 条第 1 項第 2 号⑤)

2 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

(1) 規則第 3 条第 1 項第 2 号④に定める代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例を定める。

(第 3 条の 2)

(2) 規則第 3 条第 1 項第 2 号⑤に定めるファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移のイメージ図例を定める。

(第 3 条の 3)

(3) ファンドの費用の表について、当該費用についての説明を費用と対比できるよう表内に記載するとともに、「記載上の留意事項」における「購入時手数料」「運用管理費用（信託報酬）」、「その他の費用・手数料」について、当該手数料

を対価とする役務の内容を記載する旨を加える。

(第6条②(ア)における「表」、「記載上の留意事項」中、2、3及び5)

3 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第14条第1項に定める運用報告書を「運用報告書(全体版)」に投信法第14条第4項に定める運用報告書を「交付運用報告書」とする区分整理を行う。

(2) 運用報告書(全体版)の表紙に表示する事項中、「当該投資信託の仕組み」に「当該投資信託財産の運用方針を含む。」を加える。

(第2条第1項第4号)

(3) 交付運用報告書の表紙に表示すべき事項を定める。(第3条の2)

(4) 交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順を定める。(第3条の3)

(5) 交付運用報告書を印刷物として提供する場合の規格等を定める。(第9条の2)

(6) 運用報告書(全体版)の交付に関し、「運用報告書(全体版)の交付に代えて、投資信託約款において当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定めている場合には、委託会社は運用報告書(全体版)を交付したものとみなされるが、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付しなければならない。」旨を定める。(第10条第1項)

(7) 交付運用報告書の交付に関する規定を定める。(第10条の2)

4 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則

・交付運用報告書に関し、交付を要しない場合を加える。(第8条)

5 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

(1) 別表1中、「(3) 分配原資の内訳」の「イ. 表示例」の表内の「当期分配金」に「(対基準価額比較)」を加える。

(2) 別表1中、「(4)」の「1口当たりの費用明細」を「1万口当たりの費用明細」に改めるとともに、表中の右側に当該費用と対比して「項目の概要」として、

それぞれの役務の内容がわかるよう項目を追加する規定を定める。(運用報告書(全体版)及び交付運用報告書において同じ。)

(3) 交付運用報告書の表示事項の様式及び表示要領を定める。 (別表1-2)

6 その他、必要な字句修正等の整備を行う。

Ⅲ 実施日

- ・ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の改正は平成26年12月1日より実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書(全体版)及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。
- ・ 「交付目論見書の作成に関する規則」、「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の改正は、平成26年12月1日より実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものから適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお、従前の例による。